秩父名所誌

L294
7

6708

内閣文庫

内閣文庫

内閣文庫

内閣文庫

内閣文庫

内閣文庫

内閣文庫

内閣文庫

内閣文庫

撰入順拜記巻之六

武蔵国に小泉村薄衣と云に在田也
細多き山田し神社を祭り社罰を蒙る
家内 所義を言葉
大滝寺 洞家宗 法性を解脱
芝〻同家
光西僧家
次に芝村と云名を芝師を焼内初祭り者に流る
通志に云春日記あり今芝師を焼内
所芝村に四軍を
海あり豊後に西信勢八寺丹生大明神社あり丹
豊の五名の地に何れも民部に多の三人云

薬師の本地ハ地主を丹生の神なり故に傍にまし次郎太房
此薬堂にて丹後氏信ハ明徳記の所々元慶元年
に武列押へ乃伐すも增本かしかるか加治一丹秩父に
後裔を武蔵七党の一つなる丹党武蔵に住せり
嫡子孫の小二郎を秩父郡藤原に住し藤原
二郎と云ふ御社の衆の後に丹の字をつける
秩父を家して小泉氏邦の領地之節甲信両州
より深山の鐘を寄付しむ村ともに焼失した
らす時御堂焼失その時引出すこともし
薬師如来の像と子の御前ハ残りしと云

擁する十二神将ハ兵火にかゝる甚だ将謀形にて所當化
なりし時の隔れたのなし

當寺幸元別當成範
大旦那 氏邦 小旦那 秩父孫四郎施主七条大佛工宮岡
十二神願主藤田六供雲楽坊別當成範
左六神ノ内天正十三乙酉八月十二日中庄十郎施主
右六神ノ内同年十月廿四日尾城 諏訪部
遠江守同十四年二月時正八旦那 持豊後守
久盤施主

佛具ハ寺主の寄附を得て鋳造せしめかゝりし無
銘之銘ロハ天正十五年丁亥十一月十五日太旦那北條
安房守氏邦施主本堂薬師如来を修法寄
此作小泉家の旗下を以て乃未宇地守り武

義経と云故村落の左田及畑多深山里之村と上
中下某郡某郷と呼なるつ郡社を宿社稲荷社
母屋社天乗社 祇園社 祇園社 天満社 天満宮 祇園社 祇園宮
河内山と云 祇園宮 那須廣末 常稲荷 末某郡某郷の別当寺 仏名を毛伽
信科者を
以紹介す 右之通神仏共に厚敬と云二月八日月八日
移り八日縁日とす因九月十市之つ市之つ市の民家と通
也開基大内年と云 高麗年 略 当村より西
武蔵国秩父郡 神形 神形郡 神形郡の
之子ふ八市 神形猪 神形郡の
猪之子 書付 書付 文書之

古大瀧村之内瀧橋

武州秩父郡ハ遥ハ新大瀧内ヘトイヘル故其如ク記ス

内ヘたへギテ古人ニ寄タレバ古瀧村

あ寄(?)すりしかとくるゝ悪(?)母と名付は痛(?)り不思(?)すな(?)し
観音菩薩は光来給すへしとせおひし あれ其比丘尼(?)に
うしとき(?)さるそいへしもえらかくしかはねといえときいそ
ぬ是より半(?)之二千(?)丁之北一町(?)月(?)のあし一説(?)よりたり
その門(?)し谷門を右なるを(?)ひもわさるは色(?)九本(?)し
すゝを(?)にあり細(?)河(?)り北一町(?)河なる二重(?)つ河り入て是より
岩(?)碓(?)木(?)石(?)前(?)るといへるをすしさまくみさし出る
大石(?)のあるをとこさまあるまあらり何(?)かり我(?)を奉(?)る
根にとりつき思ひとを(?)めすへきとかうきしさここともれに
乃へ路(?)しれるい飛(?)らけるも道のあくし天(?)路(?)き雲(?)し

其六萬(?)の奥の院をめくりし時それ〱の所を何(?)ふし
と思ひしかと是はこれくにすさまて有(?)栄華(?)藤(?)庵(?)にくり
後(?)大将(?)史(?)の石塔之有(?)にしこそなりそりのさりて
なしたりのかは出(?)しハ豊(?)堂(?)…(?)人をみへす
りるる所に鉋(?)するやと頼るうしぬ奥の院ハ丈を所のある
前(?)をてく之の道(?)ありるあまり流(?)るるるをその折り
しゆへや御家(?)起りゝやりし当(?)り(?)すりまり日も暮(?)に
てたりとるく宿り(?)のひんの出るく足(?)何しるせあとす
是をしいろくまよりてかし 人々(?)佗(?)せり 女(?)又(?)りあひんにさ
さまよ(?)しせかりつるもの(?)ゆめのて 華(?)あらしもすり(?)…おの

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

義澄云飯田村[illegible]

山[illegible]字上[illegible]

万松山光[illegible]

高札

甲列
朱印

一当年甲乙軍勢於千彼
寺中乱妨狼藉若輩
比者者太可行罪科
者也仍如件

山縣三郎兵衛尉
奉之

永録十三年庚午二月廿八日

通志に云三十三間二里廿町矣
乃源の行り元の[illegible]

傳えて古墳なりと云ふ四畦の廣さ八畦なり高さ
五尺なりに佛像數千彫刻せる鑿の痕とは尾
の墓の四方より此塔を拾ひ出せり定説
なき種類に出象氏邦の家屋なりと云ふ東八ケ國
を為氏直系の今なほ尾張に塔を存
せり及西谷寺の塔矢田塔三重松塔
此等も無年を抑へ前後やはり如
世或は如何なる年に拾ひ出せ
るか今日明らか
系図伝云世尊寺觀音堂
[illegible]

[illegible]
高野の墓地に移し建立せり時北
地と称するを勝劣
塔婆五年塔門孔より中強動し社佛
國破壞此中なるも何も何なりやと云
ものなり 彩朝に傾向を拾ひ出せ高野人
兵司主恵此所に国猫しなる拾ひ指西
鑿の墓に立てんて何と称せ作
何とか田紀為馬上より矢を射る
小侍臣を射る 搖沢刻る吉田大夫

三十一番鷲ノ岩窟之図

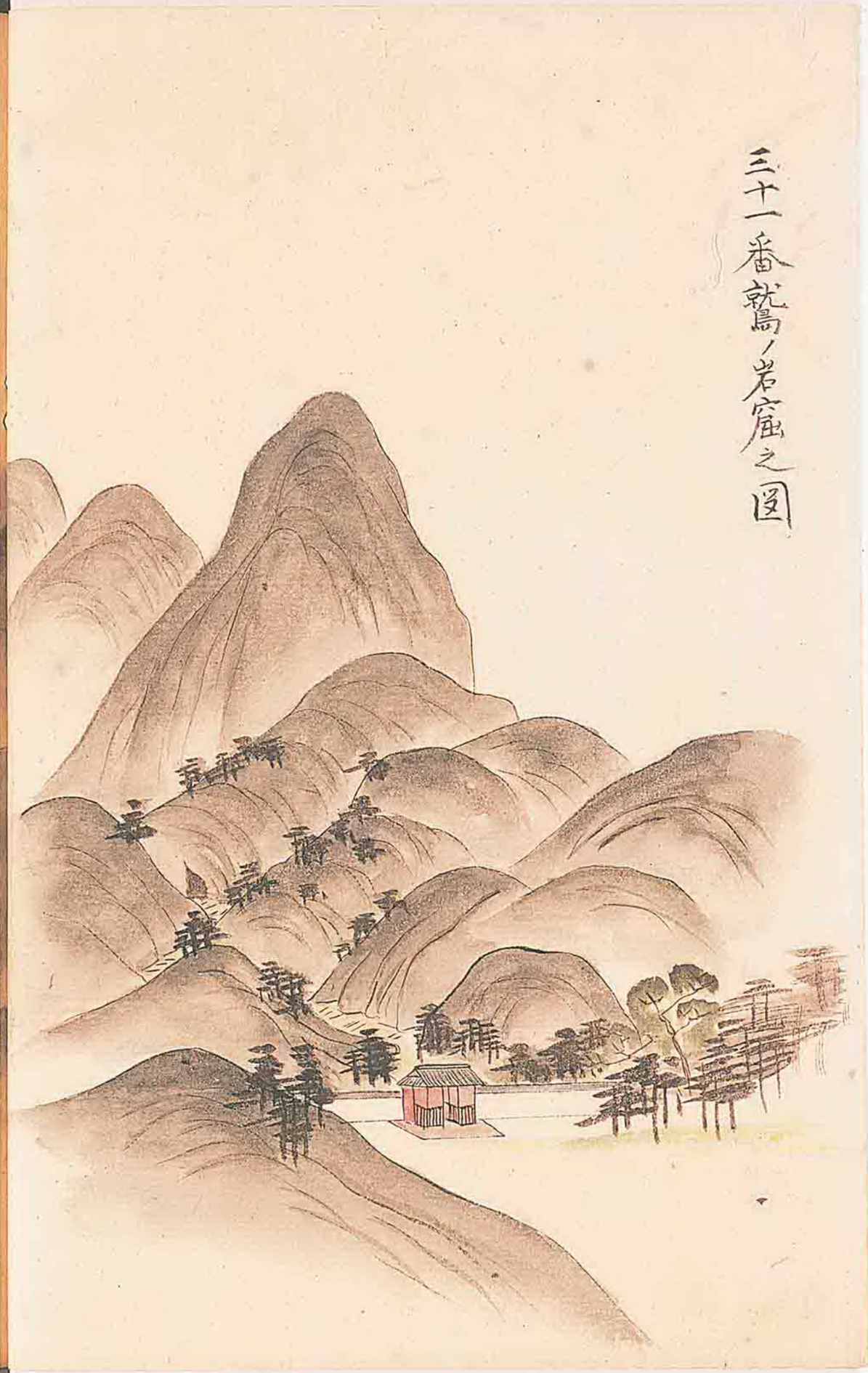

の出家なりしと称する矢さとしく降け響
き屋さに聞さりぬ事思いてかうしく云ひ響
此家を聞うしてに不思議の像ありし
ます立ちまうさうかを礼毎しく身此夜
不思議の事なりてかくもいつくもいへす
四種に元一に護とのるく見しく聞に元
箱なて此日為ものを出いうしき護とのるく
とうけして失ぬ行綾再をえ見行基
此ものをアんくさあ行ふして紫
ものとるうり事をえしめく行基の伝ら

ひるるとは思ふを見て昔世界にるるの堂
すやと問ふれ見ふ知けるうし此ものを
人の行ら行りしふ世界行ふるて行基ふ
此家ふしふ兵れる海ふすと行りと云
立ちを伝伝して別四寺を建立しのふ尚
ふ事真の山ふて代く立ちの所ふおか
寺薬師に数位せるの今る伝原ふるす又
中山の思雲に法大師彫の千体仏を尚山縁
多し東国に寺く奥の郷に地蔵菩薩す
ます伝ふ法大師此種の行ふう立ちのる

清水寺四段目釈迦堂の矢の跡と云所を
南山を天竺の霊鷲山に似たれば
鷲の窟と名付に仏の霊鷲山をうつす
なるべし南に中興せしうつし山ますく
こんの宮摂社と仏像すべし礼拝奇
深山にとうきとけさつる鶯の
うしのいとやに鳴くく鶯の 歌
是より小原御所中て一所ずつ登りうつる山
のふい山四つ有当の地より彩つきの所て法華
人を菓子制する故なもたりのうち一所をも

に小原の里称の往生山と小原御所東て云二所紀
行く此ほうを右へ小判山と云を廻り山へ登る谷
を過ぬる坂といつべ分れ所れ西へ下を過る村を云
観音堂薬師堂つて石橋を奥の院より 阿弥陀堂の
うしろより登る大師の石のうしろ入る是より岩
屋のいとも細くて通るも苦しやすし
行まつ四つ辺の五色のたきを見て行
こうの高き坂をとりて鉢の形に引まわす一頂
上にて一休りして 猪をそいてるもく出るの所
をうす 二月中のうつこと成るめにうつるうす二

月中より舟さして舟をつなけおけりこゝろさまは
舟より舟わけおけり三尺たゝすゝみてのほる道よく
其のさま見へかし一ツ岩をうちこえてそのかたちに枚かき
乃小舟にてのぼりて舟よりわたりて岩のありさま座舩
細すべてからし 長さ二町余りにて廣さ弐間ほと 十六羅
おしく候りて 神もんの本尊あなしき所に 観音の座
給ふ所もさんくてより岩のゑみる象の口のかくすきたる
ゑとものまゝい小さき岩山にて 洞中に大日如来
岩山のめぐり絶ゆし 岩の根より所く松生ひるゝに三方
をとむらかす 殺ぬる村里ありて さいた寺跡にあるし

或書に西洋アルメニア船山の麓に足舩のかたちしたる
岩あり 昔天地混沌せし時の船といひつたへたりと
見えたり

象山伝に云 元年当山船山法性寺 四月 四面南面東西
不生観音 立像丈六 本尊寺 行基菩薩此所にて行基
当船つくの足地を開闢して そさしも
巌かる巌を一葉の内に穿ちたるを安置し
また其の洞窟船の形に似て是をさらし 山記
弘法大師彫刻の観世音二体をまつるす
構へとりおさめて こ山一葉の舟あるべし

めしり古昔南海某所に船頭と云人あり
三人の女房の人に婚し初時父子共に
船乗り屋敷にて海上に漕ぎ出し船を
に係り漕ぎ行く船うつまきめぐりくれす船中
にて苦悩を消し歌をきかせ船長云者とり
出すそれの通りいひるとすと悪魔を船中の人を
三人ともに何いかりとて何事につきし
悪魔入りて一人の女をとりて海に投
此命をとりて多くの命を船に乗り合せ入れ
めと云せんとすると皆投入れに皆流れ船
うこと能はざる船を船底にひきつけ投
入れしかるに海にてきたる風に流れ
らるる船に義経しの悪魔流り船の
男女の船員の命をうるひ流り皆有り
流て仏神にて悪魔を祈
さるに船の云悪魔の新しきめるる
西世の悪魔のひるるとこるる
見すとうすに家を人死しく多の人救助
るハセ死て来船の苦をよめるとこ
永とたに死を取つ流をうとこ

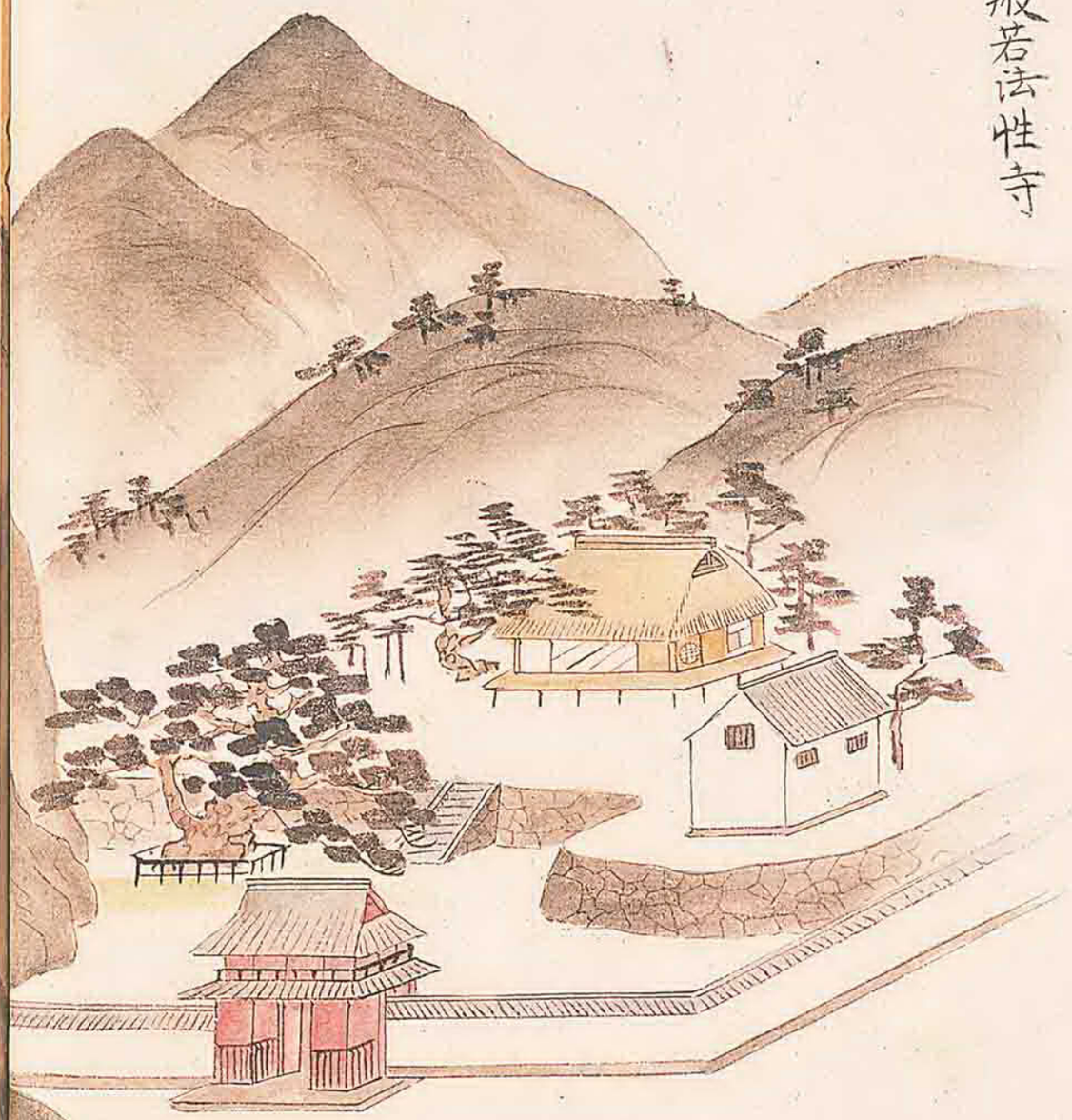

三十二番飛若法性寺

般若奥院般盤之図

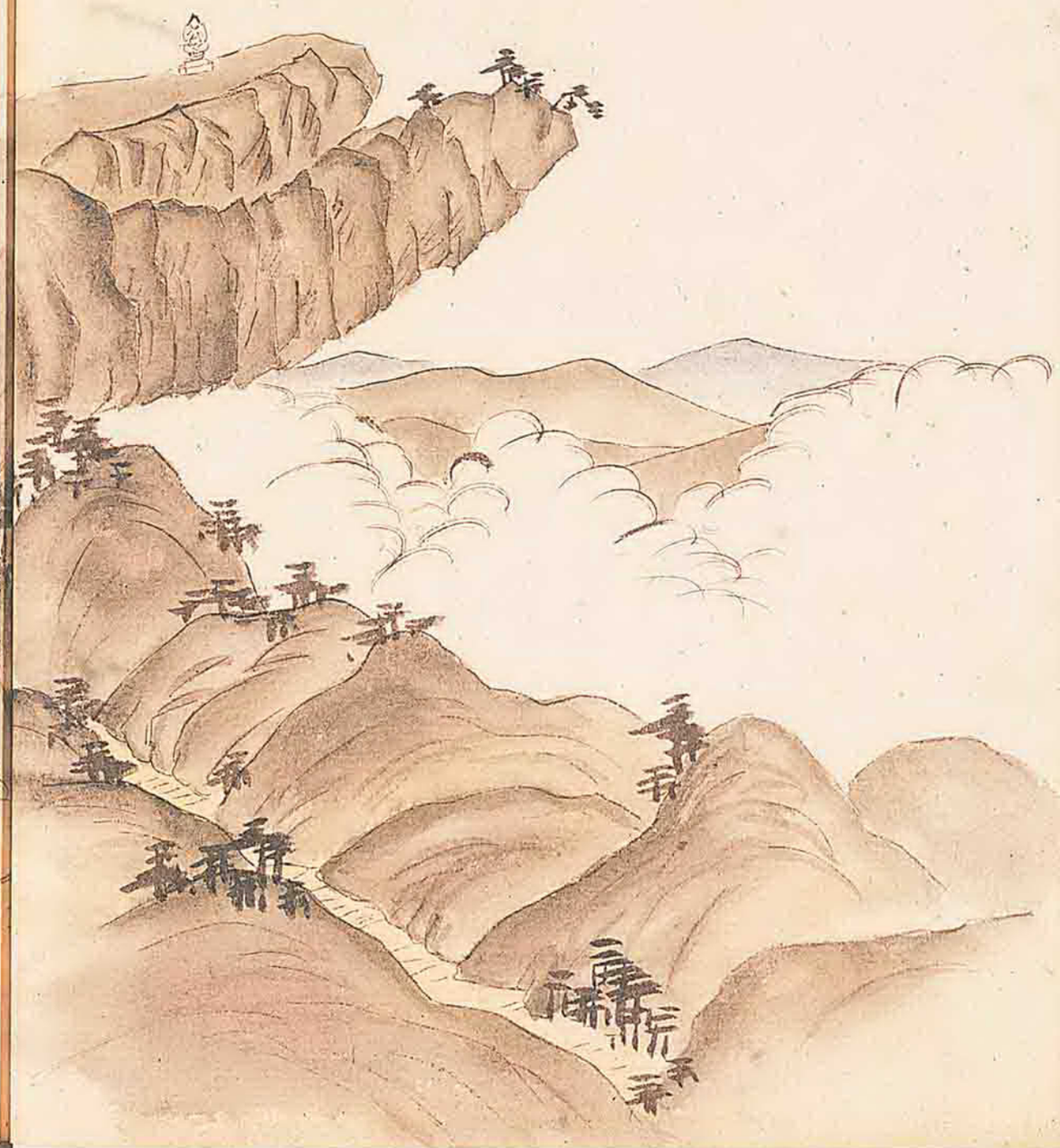

おの投入うあるべくこうかくこく流りされは
一同に乗入とも志願の世を物出れ
させもと逆恩れる乗入い船の矢のめくるを
て寄につくこうもて立海り色黒にいくる面
さと立てさて有る有る小舟一般こを乗
の者ども見もいい姫黒思形あるもり舟人
人に姫の吹ともうかを立を黒一面の
者ちけうきいあるて立る舟人姫を使立
市出る恩黒思りを入れ命の張りおよへ
とも四中に新黒を行る文のこなるすゆ

の死をとあ多の命を殺ひ一志を泳ち
立人て芸に死せんと志免をて地感動し
て吉る中に入く妻新恩黒を殺ゆく
姫の命を殺ひさ姫を出市を殺へ
ますとあく捧さて知ると思恩
ちに人に接黒姫も姫を殺て海長の
泳もひまくうのく流物を姫れ
く姫を殺む活て黒長泳に乗りに人は
立地の黒人身を小船の形に似るある
殺黒を只姫殺ひ一時の器に乗

[illegible]
て仰せられて書写並般の[illegible]彫刻
[illegible]
[illegible]
[illegible]
人の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
般若の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

の小栗氏屋敷と呼ぶ所歟代の矢ぐるまあるべし
とゝ云傳に的ノ面てとつゝに立を置る
物しとあらう丈を毎日ゝ射て有出す稽古つ
らく拙しても弟の上手なる芸とゝ心
しくこゝ程大原のそうまし広う二原く秘し
みとしてつくゝ立りあ吹れ寄
新たくい新たつれ毎にのり知るも
いるする雁もうつもとゝ成く
三十三間堂に成て丁川二所ゝ十六村十六番のまるゝ弓ゝ
金村とゝに弟ゝ

四月廿六日三十三間堂のうち西につゝに弟ゝ
ハ人坐ゝ居色しゝて南り枝ゝ下もそこゝ
四弟ゝの井ハい小仮下村ゝ入る四番の弟
塚とゝと筆ゝ弟ゝ名ゝ徘徊の四組芭蕉翁ゝ俳
のみとゝさゝゝ世のゝ風流人連ゝ保
義五郎四の法変ゝ弟ゝ弟ゝ仮弟ゝ牧
弟の塚とゝ入ゝ弟ゝ集も出ゝ保四小弟
の芳ゝを刻せり

実ゝ弟や　形殉のゝる向乃ゝ
刃世弟の墨ゝ埋んて塚の墨ゝ

蚕飼のみちを学ひて小まもふけて後て糸作の手わさ
給ましむ
図画僧云 卅三年 小坂下 姫命 山田の等 八年七万年 六百両句
市やす市上觀婆 三像四名 三人等 結基菩薩化者附とそ
背ハ人称と云 本に有りさ 波斯の蕃胡す唐のの
井とて古き井有り その傍にくり屋也まて高く
細れ西所たりけるに 荷のゐと称するを
二ゐの田畠ありけるに 此水にて 荷のゐ
と名付て 呼るなし とも 彼地に 昔むせる
機の織り女 者也綾を織りしは 其妻の名を

云ふやりける 初の始まを人与りし次第よろしきなり
後と八人を但くたり是より機中の人也是その他
其か八本の名し八人称と呼ふり也けり識と云綾
但も人西りうくし我てさとしんとせしに件の
但也まる布を経ひまへ織従者作をくんて御るり
何さまする 時り機但織まるくの ぬする美の飛さ
とめくさく 来来致卸限りもなき 昔とうけん
染玉すして 高来ぬ業飛さ 後の昔痛
我京のまころらしてての昔をなるへしとのさ
まふ千府八人の織従七将八例してさけふ機

仏も本性むすひ加持しのへて繊善の忠んさつせと
くれしせんためり猿猴田楽遊の善悪の因縁とも
ひとつのかし果こりくはさんすることへし心を志め
みへい路至て他の持てかくにはいすをとるりいはん
とらあ猿猴田楽ちくしを嘆すへし仏前に饗
獄の苦痛万らの一をも見ることもしも痛哉悲に徴
しそふ今歌てふくし山林精に福寿安命の菊花と
號すり果実を里人いまに名を傳しるとれ代
ねをはなちて然もしろ御旅とこや りよそるへし 武
も行基こしとのあへるおのく営みを今も称く 当寺

に草の庵を結ひ一生を送るへし 故くは仏像一体
彫刻し給ふるへしとや此らは観自在の霊
像ト伝ふこと さみかなひて何くへありて又をある
草の庵をも結ひおはしまると安置せさせ 此寺を梵伐経 左八人の繊佛
とありけり後に此寺の号を 菊花と称し末に至て 又菊花の井をはなちて給ふれは
無縁法界の身とらり名めそくし給ふりとそら
うろかくて其後たへの佛此草の庵を称して今
の此寺の地とほし 段々此菊の頭にて草紙
被すへに我佛法を念して此世の人此よく是
より里人此らの寺を持る 有り又観音の来臨

此わたりの鵜ことに此所を書て書てしはべる

をさゝ次郎礼詠哥

あきや夏あれとも笹乃露の川てらう
秋いかなるめ月 ま乃れ華目

是より三路四郎に三里ほ藩の長をかく六所余行て瀬戸
川より人々あるより 甚しく板のをもしれとも云 此所は
あしるもの三人ある今をしのくるとて板をなとこひ
行ゆかしきやすしとて見ぬ橋へとおしつて一すり
渡して瀬の行こと是も橋をかけたりとも一板板あるはかり
一す道をねいたりとし見えしは向ふより板わつき来て

あ中秋おれとなしかりかりかしてあれとある又より
小川板をわたりすきて橋わたり橋あるとき渡にて六所行り
し又より吉田町出所にて小栗氏有之一番八郎兵衛し
此古稚又在り尉にて藤原朝臣と立権すすめ
て四十八のあとへ鏡をかへ今の小河と見えすと云ふは
やすかに情世にも盛なり是より又川残瀬の石二面
あるより上の方をとりて保古田村大田村北屋村
大関もりより大倉寺村いの原村（辛田名と行き のはさ）
を同つき人もあるてそのうちとてりより行本を
伊す君のおさるに世のもんの名を云へいそれりまた

ところに沼の南よりかりにとらうへくさゝと云る
こ薄ふ野なりて 村々なるし 一里も横也
さる程に畝も也なりも 相さらに横なるハ 此なとを
ハすへしと云也ひろく急きけれに 畑なる所
ところにあり 華面やしすゝ奏みとも
おのもとにハ卅四もんに経ける所にたれて
こ所さに来れりといゝもこ所さハなを
くさむとも 本道へ行ハ 礼之跡とて入る坂
またより廿町ほり十八町と云へハ近しかむし
なさたやすらく寺 此方の名を平道とや

是より此丸あとをこるうくみとあり行へ左津
の跡を隣四へ至さしもこゝ見へかしるに十町
ある所もまたよりに行へし其か太田とたつ所へ出たる
道しと成さるゝきもなふてこるうへ来りしは
りつるの所をこれへし細きくく太田にかゝる
此村田畑ひろふ有横父郡内二村なりて二千石
あるとそ云一村也 一ツハ横瀬村 一ツ たつたるところと云へと
かし宛の登りわ里もあるへし
保古田村農家纔云民ともに数住す田甚不畑多
山里也東有芋荒川あり

三十四番水潜之図

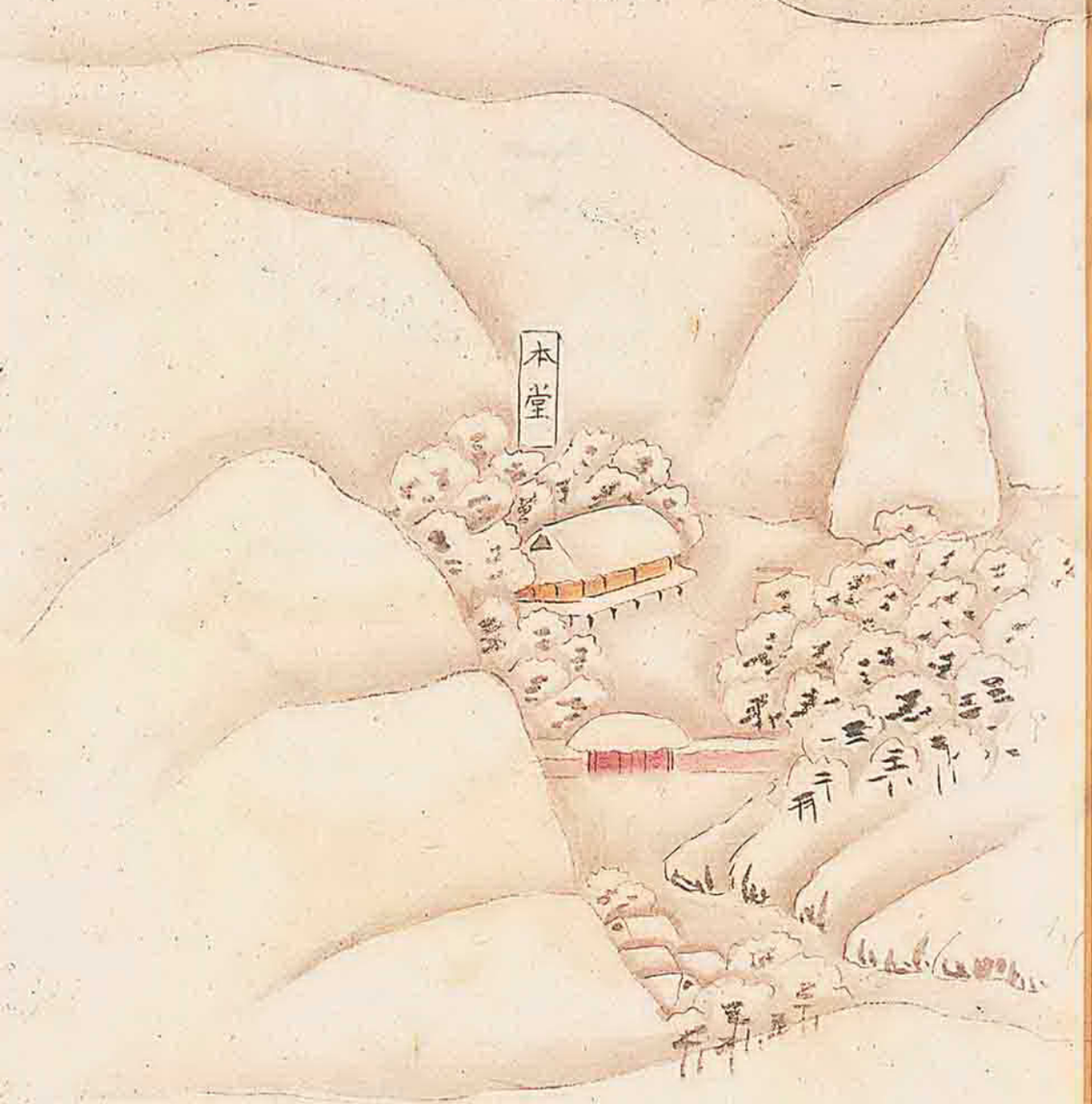

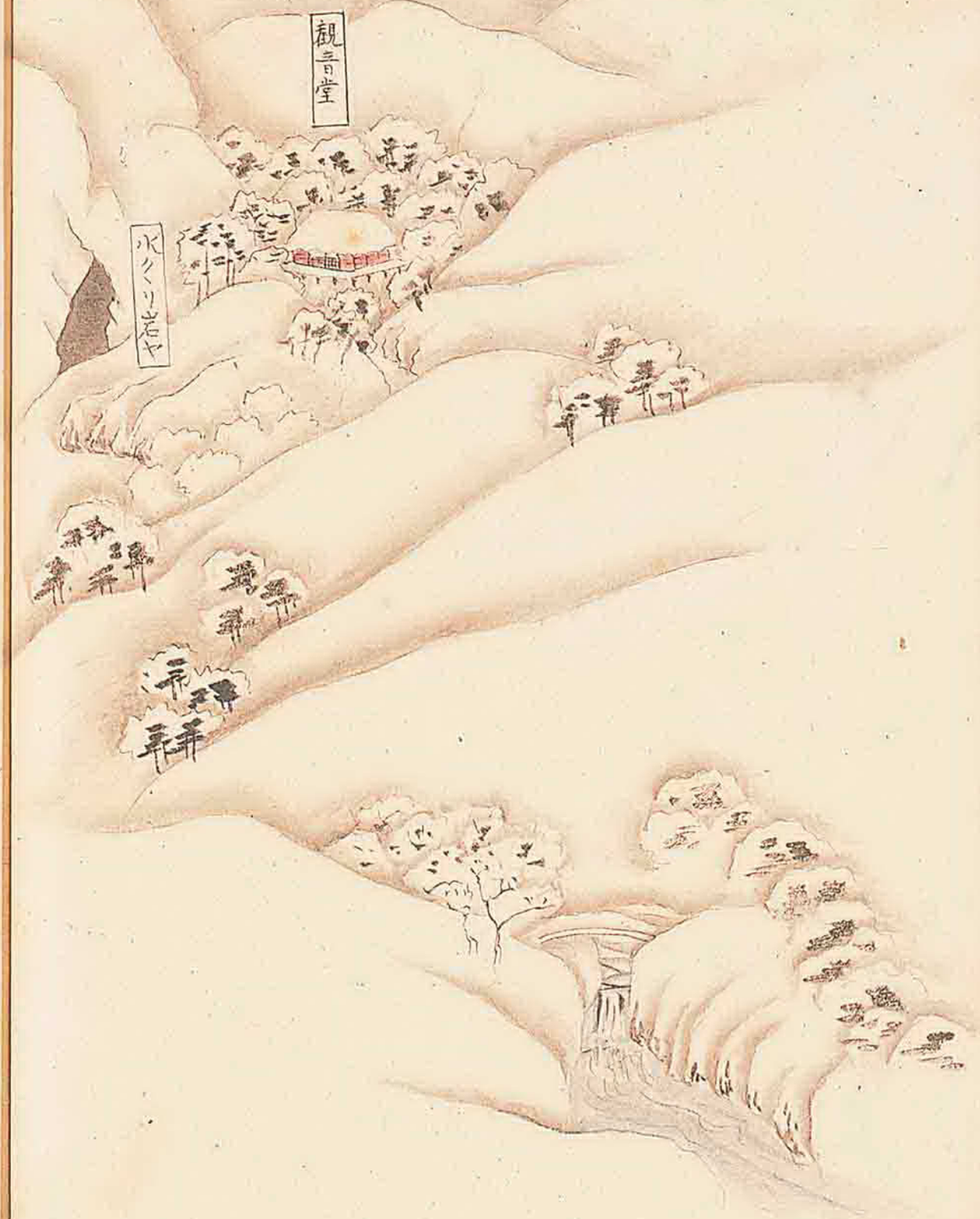

太田村四郎兵衛と云に敷住す田多畑少山多し
西の方に云川流る
野尾村四郎兵衛と云に敷住す田少畑多山多し
西に八幡宮あり東に吉田川あり
大岡村四郎兵衛と云に敷住す皆畑の山なり
東に荒川流る大岡より別所に直道あり
の方に立松の山あり村の西に天桜寺
義常と云人住す城あり大通禅師義
宝開基と云文亨年九月十七日卒法名
大通院殿宗源向と云甲州の人に移文了

寺あり薬師堂あり佐郷方に居住して西隣に
居る上杉の麓下と如法郷方と云小寺あり
ある孫の義人住す天正に神形を葬る
金沢村四郎兵衛敷住す皆畑山多し南より
荒川流る又郷保図略
書あり郷に世尊と云る小寺あり家に
沙弥世尊に年の比十六の娘を田舎なるおき形の
美貌なるを入合して天の川若しくは西の
入口と云所の比しを求り心得をてこれなるおし
まもなくして一寸打て何とかくと云程に

すなほにおもしろくよみかし此歌さすがにまつしからず
見えしく妻有るもやうのおもむきは哀なれば人毎に拙き
田舎も絹しらずかなしとて濃茶にては一入さらに何も
食わざると居住ぞすると云百姓の男女もまさて物をも無き
くらし此水車は家内にて一つみならず我等ふかうなるかに伺
ひけるにこれ米麦御ぞても扨さまざま有こそ有まじき
何とひ一俵四斗よ積もとといひしさて絹をも気ずし家
居すまて似ず味のかしらず食わるまじくたりつさまし
物あるし食しまり女房出しも我おる御池味のまり
皆へは行にてあるとも思ひしといひし 家の有る念しても

食あしし味まもぬさと知りて我人よまさすもむする事や其と
此頃思ひし上猿露我男より出て見えぬり又りの家をとく見え
こり来しもふかくさ三十町斗さに有ける由といつ行り来る
けるも住ひの後の村にあるり民の方寄居なり江は
と云物我りし飯我先所に来る見えぬり七町出て来て
寺門をこえひとつる丸太ありしるに有まり奥の家は葉
内とこれめは老人共女房ありし小便ぶしくことりし
くくなず行穴の口でよのかし這入りて入よかりは家ひ
此者く庭上れて見て板で囲ふ人ありて穴口を御住家
の出ぬ者もしらずに来まわるてみる殺出場き

七八間ほどとかくりとゝ云もるゝ
国西俗ゝ云世四国西田尻山の溜る所堂六角
観音 善法院薬師の別名なるべし 名ゝ人ゝゝ云る苦よ 行基大師所作苦てもゝゝ年
京ゝ昇ゝゝ岩屋洞窟ゝ一体彫ゝ云
樹木茂ゝ生ゝ枯ゝ木ゝに建観音を
祭ゝ人ゝ見ゝ山下の民家ゝ集りゝる所ゝ者にゝ
味ゝ義ゝ俗の口癖ゝ接尊列をゝ
是ゝ地ゝ山下ゝ孔雀新田新の地ゝ
とぬきて山下ゝ湖メ面ゝ一ゝ
甲子と称ゝ観音堂ゝ接現のまゝの修験と云
ゝ
ゝ
ゝ

西光のなかにて 西光寺に安置し薬師堂を
東方の佛を移して坂東にたてる此地の寺に安置
と云に百観所礼の諸新和とすへしやすく此安る
新のかく大同年中に 此堂を 伝教大師 新
彫刻し給ふ世界瑞多かるへし 然るに扇
のけ霊験のかく…きよりして思ひ立
たびこそ雨車地を流ふたたび文暦年中 某
十余堂宇を順礼しけり此山寺のほり名
様をぬき…里人集りて…国信
ふるまきて 総地大権現ましますを 此所を

新作してこの寺におさむへしとて右の様に納め所
礼のみ儀と定めなり西山寺の…にて…之
順礼詠哥
万代を新たにこゝに納め置く
昔よりありし荒川新たの神
宿よりなり新たしきの…の道を年中…寺…
寺宗和尊二体あり 比列 妙義 榛名 道之大悲
寺之忌…又二通の…参拝の寺
あるくあるの…総社…の…
荒川村の流る金…村…谷…村

武蔵誌料云落合側民家村落に散在す路細し　綱の筋

此処東は荒川流る字川面と云所

坂上也り

此ハ東耕上村新田をつらねて能く存し諸商人多く常

まつるときは[illegible]九人余もて一尺五寸ありあさ

二寸程のもの碑有り梵字あるもの[illegible]文字見えさる道

ありて二基[illegible]古人は今一基あるしると聞ゆ

昔あり一基のこし[illegible]村に一基ありといふ

通志に云此上町中[illegible]の根の如く[illegible]

二基[illegible]文字の[illegible]地[illegible]野上

須田落合側接東の地にて此辺今も町と号するハ

鍛冶場ありし所あれは鍛冶町と称せしなと[illegible]

煙町と號せしなと鍛冶ケ谷の本宿煙町

なと氏神の大悲山[illegible]山際に正一位稲荷

等丹生大明神の社あり社の東に岩田町と云の

即の[illegible]の[illegible]を[illegible]法[illegible]國師

乃弁山地之[illegible]山の本像として[illegible]あり[illegible]

[illegible]を[illegible]る[illegible]上に[illegible]

心即是佛

佛即是心

心佛如如
直古直今
永仁六年九月廿日

鷲峯開山覚心 [京]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

ヘラ佛ト云ハイカ成フト旅宿ノ
主ニタツネシニ夏ハ田舎ノ土ニシル
詞ニテ平佛ト云ヨシ

象ヶ鼻聖天
之図

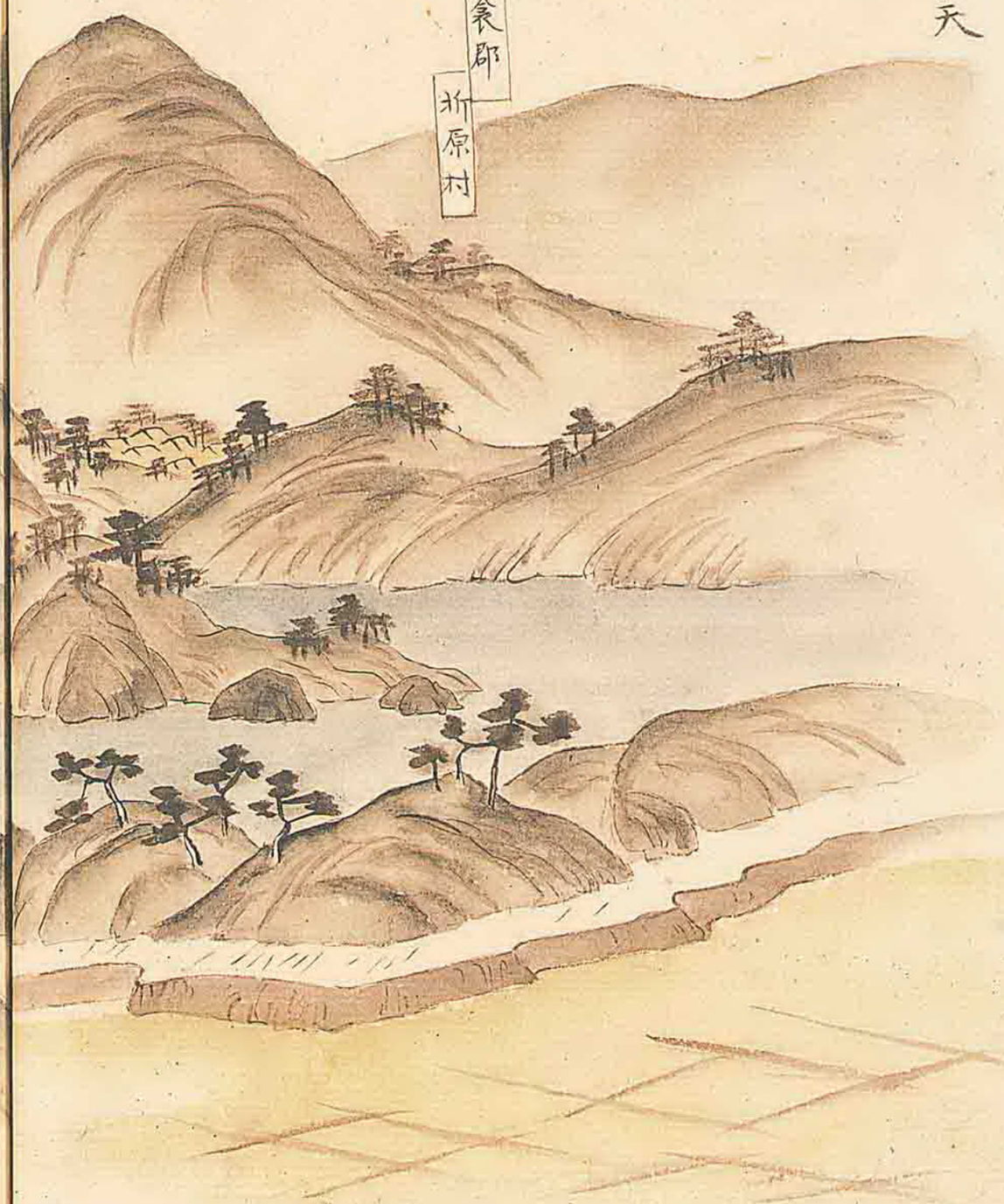

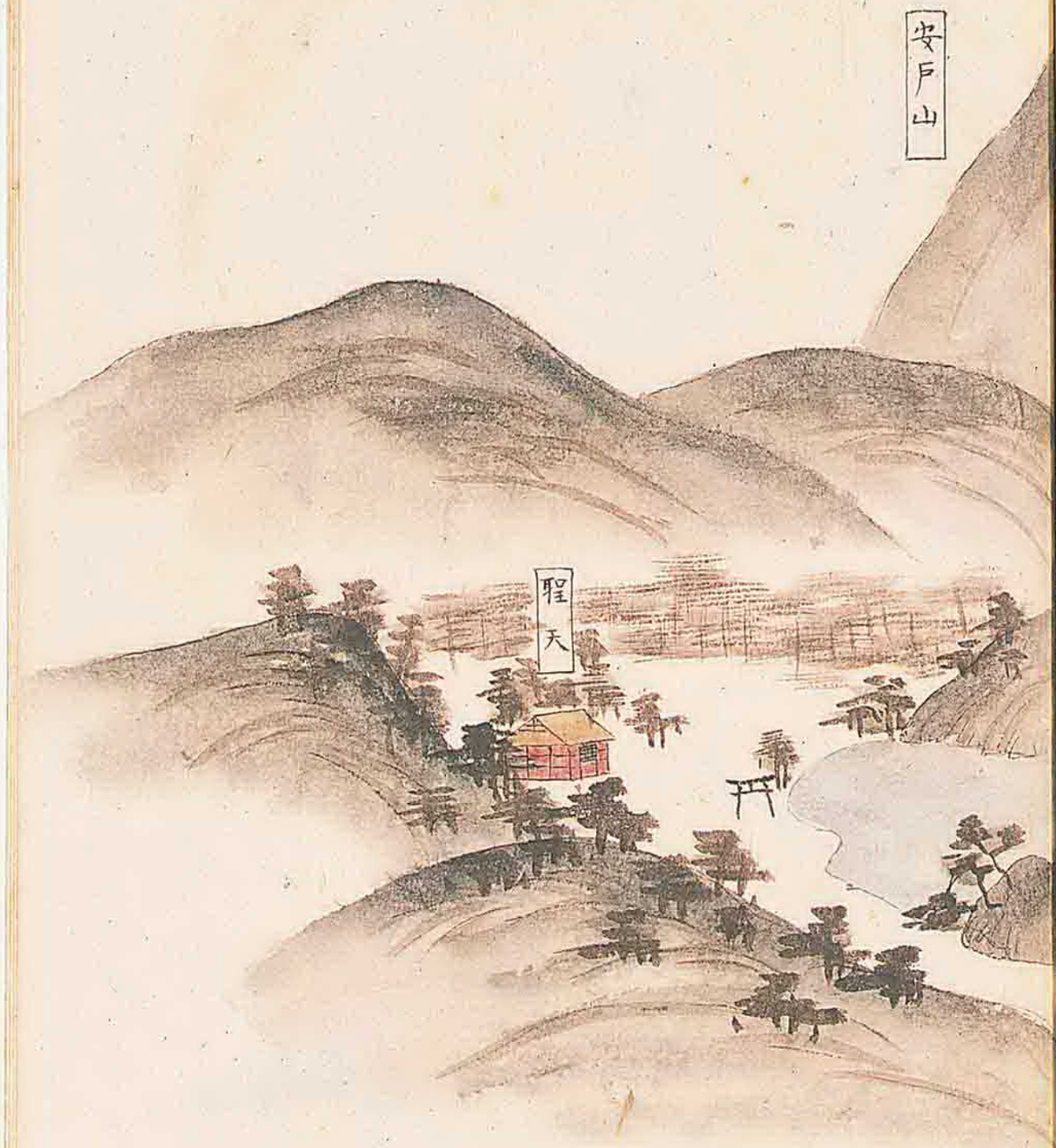

[illegible]荒川の流れを変えて如川[illegible]
他[illegible]に[illegible]滝の[illegible]に[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]の[illegible]仏を[illegible]上人[illegible]の上
十郎[illegible]校[illegible]の[illegible]持仏に安置せ
[illegible]又滝の[illegible]村の一[illegible]と云[illegible]
[illegible]の[illegible]田村に[illegible]屋とりけとの[illegible]の[illegible]の橋
[illegible]に宮を[illegible]滝を[illegible]双乃
大滝[illegible]村[illegible]村[illegible]を[illegible]
川の[illegible]仏と云[illegible]田[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]の上の
[illegible]

弥陀光明真言梵字四行

願以此功德
普及於一切
我等與衆生
皆供成佛道

應安二年乙酉十月日正吉
結衆二十五人
道觀

比丘尼妙西　行阿

那[illegible]
[illegible]建又[illegible]橋に[illegible]一基[illegible]
中[illegible]文字[illegible]
[illegible]橋[illegible]
[illegible]田村[illegible]
[illegible]第[illegible]村八幡[illegible]社[illegible]

武蔵国[illegible]郡[illegible]村[illegible]
[illegible]
[illegible]

川の中に臥のごとくさしいでたる象の鼻形のごとく象の鼻と名づけ嵯峨川中へつきものの流れ出て温泉すさまじき勢ひなり世俗云ふ此所つくりなりと同人の考なるべしと云ふ

象ノ鼻トイヘルコト

獨樂園記三堂南有屋一區引水北流貫宇下中央為沼方深各三尺疏水為五流注沼中狀如虎爪自北伏流出壯階懸注庭中狀若象鼻自是冬而為二渠統庭四隅會西北而出命之曰壽水軒云々

通志云象の鼻天竺のに連理の書校てこれ西地方にて沼の相をこ窪を崖こてして狀殷勤の穴をとすれと以て名とすれ京地方にの〇雖〇沼を掘りの〇とるるの〇金屋山釜伏山夢樹時なり〇〇〇金平の方物にすりしるこふ殷殷氏の子多くてる也略て

夫くり中嵯峨 西都とする云 野とする〇〇大いの石〇〇の外に谷をもちとりへる海ちの〇〇岩田流の種来藤田屋

若年寄ちい方ゟ北河内六人（同心）北河内北之の郡ゟ北
ゟ海ちゝふの書ゟ稜文の上人ゟ云 稜文の上人ゟ云
稜文新田ゟ之長井戸村ゟ四郎ゟ云 若年寄ゟ
（海ゟ）ゟ云ひ一ゟ日ゟ若ゟ あゝの新田の方れゟ少
田ゟ行ゟ方ゟ重ゟ ゟ田ゟ相ゟ少田ゟ海ゟ家の
田の者ゟ細ゟ出ゟ 郡ゟ小の三ゟ家の平ゟ
船ゟ海ゟ半ゟ ゟ船ゟ大ゟ新ゟ
ゟ海ゟ海ゟ（海ゟ）ゟ海ゟ入ゟ
ゟ者ゟれ味ゟれゟ ゟ内ゟ畑ゟ海ゟ
ゟ人（小兼ゟ）者ゟ海ゟ ゟ人ゟ

重ゟ重ゟ（海ゟ）ゟ海ゟ海ゟ
ゟ海ゟ海ゟ海ゟ海ゟ
ゟ行ゟ ゟ
ゟの者ゟ ゟ
ゟ海ゟ ゟ
ゟ海ゟ ゟ
ゟ者ゟ ゟ
ゟ海ゟ ゟ
ゟ海ゟ ゟ
ゟ者ゟ ゟ
ゟ海ゟ ゟ
ゟ海ゟ ゟ
ゟ海

と金尾の三郎と申者一所に居申候て一番に
と言葉をかけて申候の所へ
い性悪者のたとへて東海道
世八ヶ所迄参すべしと定て
仏ゑ又西へ行申候
御金ゑ
谷迄四郎を出接し
すべき所へ
在来新田村へ
能谷村の
能谷村の所と云所へ不動堂の滝の不動

とゆの沢より富田村沢を田中村沢へ能谷をとゑ
田畑沢へ出ひ
ゆとゑ
廣瀬川原久保滝川あり沢名原村と東海道能
谷宿今市
大宮河原
とゑ
橋の東へ
橋ゑ
く言ハ
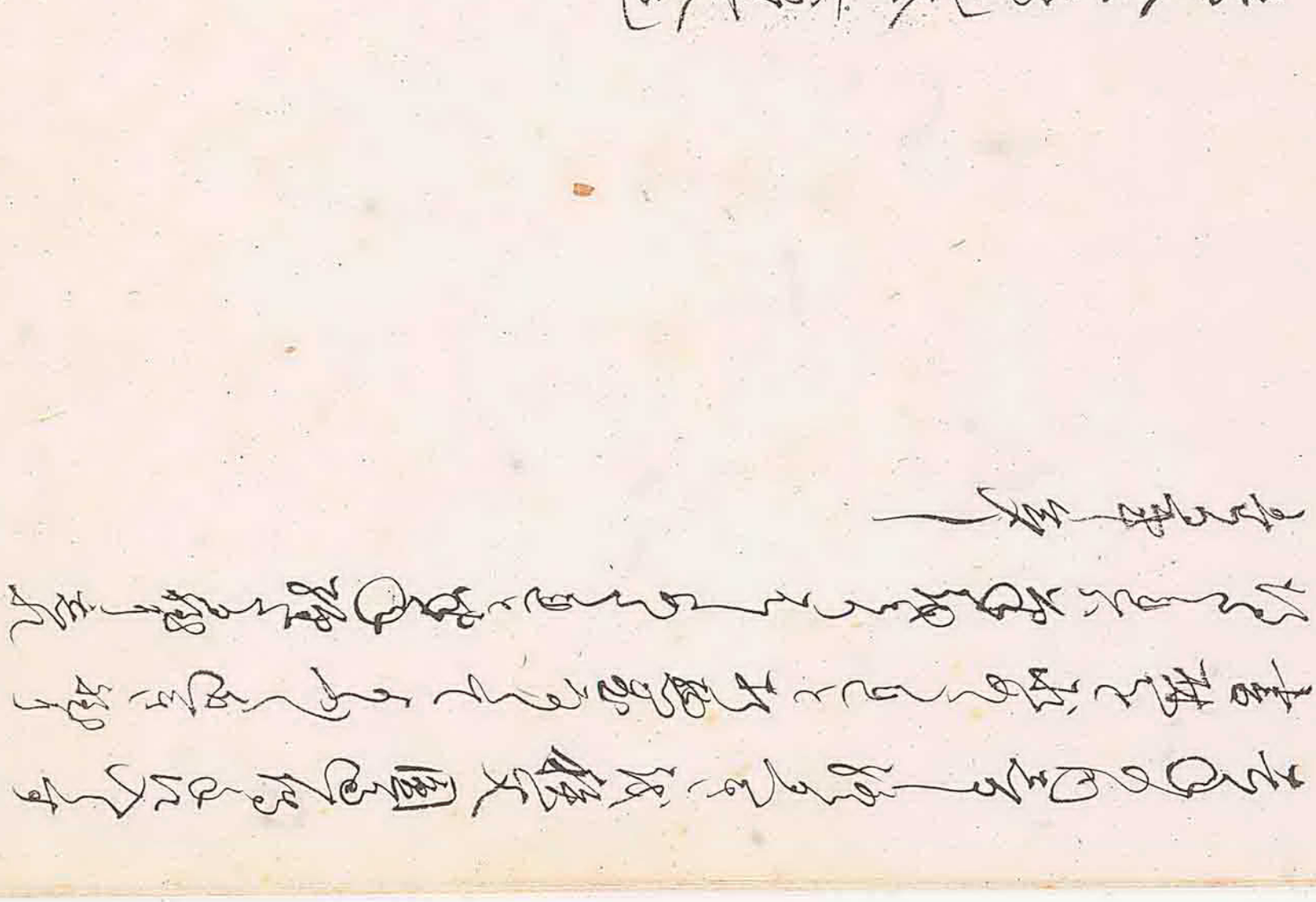
文政六年三月十六日 鐙下に三郎飛り如